

2012年9月11日

難燃剤・抗菌剤・生分解性プラスチックに係るエコマーク共通規定
の見直しについて【報告2】

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマークの共通規定（全商品類型に共通の基準 「難燃剤」、「抗菌剤」、「生分解性プラスチックの表示」）の見直しについて、第8回基準審議委員会の決定に基づき、各商品類型の認定基準の部分改定を進めている。前回に引き続き認定基準の部分改定の進捗を表1に報告する。

なお、全ての商品類型の認定基準の部分改定が、2012年10月1日に終了することから、エコマーク共通規定（「エコマーク認定における難燃剤の使用について」、「エコマーク認定における抗菌剤の使用について」、「エコマーク認定商品における生分解性プラスチックの表示について」）は、2012年10月1日付けで廃止する。これにあわせて、「エコマーク商品認定・審査申込書」（様式2）も修正する。

表 1. エコマーク共通規定の見直しに関わる商品類型の部分改定の状況

(2012年9月4日更新)

類型番号	類型名	難燃剤	抗菌剤	改定実施状況(空欄は未実施)
101	かばん・スーツケース Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
102	印刷インキ Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
103	衣服 Version2	●	●	2012/7/13 改定実施 難燃：既存項目の修正、 抗菌：追加（SIAA、SEK）
104	家庭用繊維製品 Version2	●	●	2012/7/13改定実施 難燃：既存項目の修正、 抗菌：追加（SIAA、SEK）
105	工業用繊維製品 Version2	●	●	2012/7/13 改定実施 難燃：既存項目の修正、 抗菌：追加（SIAA、SEK）
106	情報用紙 Version3	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
107	印刷用紙 Version3	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
108	衛生用紙 Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
109	タイル・ブロック Version2	=	●	2012/6/15 改定実施(終了) 抗菌：追加（SIAA）
110	生分解性潤滑油 Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
111	木材などを使用したボード Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
112	文具・事務用品 Version1	—	○	2012/10/1 改定実施予定
113	包装用紙 Version3	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
114	紙製の包装用材 Version2	=	=	2012/7/5 改定実施(終了)
115	間伐材、再・未利用木材などを 使用した製品 Version2	=	=	2012/6/15改定実施(終了)

類型番号	類型名	難燃剤	抗菌剤	備考
116	節水型機器 Version2	●	●	2012/6/15改定実施(終了) 難燃：既存項目の修正、 抗菌：既存項目の修正 (SIAA)
117	複写機 Version2	—	—	2012/10/1 改定実施予定
118	プラスチック製品 Version2	●	●	2012/7/5 改定実施 難燃：追加、抗菌：追加 (SIAA)
119	パーソナルコンピュータ Version2	=	●	2012/8/1 改定実施 抗菌：追加 (SIAA)
120	紙製の印刷物 Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
121	リターナブル容器・包装資材 Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
122	プリンタ Version2	—	—	2012/10/1 改定実施予定
123	建築製品(内装工事関係用資 材)Version2	●	●	2012/6/15 改定実施(終了) 難燃：既存項目の修 正、抗菌：追加(防カビ剤の既存項目も併せて修正) (SEK、SIAA、(一社)日本建材・住宅設備産業協会 の抗菌性能基準使用登録制度)
124	ガラス製品 Version2	=	=	2012/6/15 改定実施(終了)
125	生ごみ処理機 Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
126	塗料 Version2	●	●	2012/7/13 改定実施 難燃：追加(添加禁止物質 の追加)、抗菌：追加 (SIAA)
127	消火器 Version2	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
128	日用品 Version1	●	●	2012/7/5 改定実施 難燃：既存項目の修正、 抗菌：追加 (SIAA、SEK)
129	廃食用油再生せっけん Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
130	家具 Version1	○	○	2012/10/1 改定実施予定
131	土木製品 Version1	●	=	2012/6/15 改定実施(終了) 難燃：既存項目の修正
132	トナーカートリッジ Version1	—	—	2012/10/1 改定実施予定
133	デジタル印刷機 Version1	—	—	2012/10/1 改定実施予定
134	時計 Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
135	太陽電池を使用した製品 Version1	—	—*	2012/10/1 改定実施予定 *「D. 携帯型製品・車載用品」：○
136	リユース製品 Version1	●	=	2012/7/13 改定実施(終了) 難燃：既存項目の修正
137	建築製品(外装・外構工事関係 用資材)Version1	●	=	2012/6/15 改定実施(終了) 難燃：既存項目の修正
138	建築製品(材料系の資 材)Version1	●	=	2012/6/15 改定実施(終了) 難燃：既存項目の修正
139	建築製品(設備)Version1	●	●	2012/6/15 改定実施(終了) 難燃：既存項目の修 正、抗菌：浴室ユニットは既存項目を修正 (SIAA、 (一社)日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基 準使用登録制度)、他は追加
140	詰め替え容器・省資源型の容器 Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
141	生分解性プラスチック製品 Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
142	インクカートリッジ Version1	—	—	2012/10/1 改定実施予定
143	靴・履物 Version1	—	○	2012/10/1 改定実施予定

類型番号	類型名	難燃剤	抗菌剤	備考
144	革製衣料品・手袋・ベルト Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
145	プロジェクタ Version1	-	-	2012/10/1 改定実施予定
146	まほうびん Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
147	損害保険 Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
148	楽器 Version1	=	=	2012/7/13 改定実施(終了)
149	BD/DVD レコーダー・プレーヤ ーVersion1	-	-	改定無し
150	電球形 LED ランプ (A 形) Version1	-	-	改定無し
501	小売店舗 Vesion1	-	-	改定無し
502	カーシェアリング Version1	-	-	改定無し

○：部分改定により個別の基準項目を追加または修正を行うもの、もしくは検討中のもの

●：○と同じ(改定実施済み)

-：個別に基準項目を設定しない予定のもの、または既に個別基準に設定済みのもの
(「商品区分、その他」から共通基準の項目を削除する改定のみ)

=：-と同じ(改定実施済み)

<参考> 部分改定について

【現行基準の記載例】

- (4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。（「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定）

【部分改定後】

難燃剤、抗菌剤に関する記載について、使用する可能性が低い商品類型については、上記(4)を削除する。使用することが想定される商品類型については、上記(4)を削除した上で基本形1) または2) を基準項目に追加する。なお、商品類型毎に基本形以外の記載も可とする。

共通規定については、商品類型毎の部分改定が終了した後に廃止する。

<基本形>

1) 難燃剤について

- (X) 製品には、難燃剤として PBB（ポリブロモビフェニル）、PBDE（ポリブロモジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

本項目への適合と化学物質名を付属証明書に記載すること。

2) 抗菌剤について

- (X) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けた商品であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

以上